

電話通訳サービスのご案内

来日する外国人の増加が見込まれる中、外国人患者が安心して日本の医療機関を受診できる体制を整備することが重要であり、厚生労働省では、医療通訳者の医療機関への配置などへの財政支援を実施してきました。

しかし、使用頻度が少ない言語、いわゆる希少言語については、費用対効果の面から医療機関が通訳サービス提供事業者と常時契約するのは困難な場合があると考えられ、また、通訳者の数の確保等の課題もあると指摘されています。このような状況から、希少言語に関する通訳サービスは、主要な言語とは異なり、民間事業者による安定的なサービスが行き届かない可能性も考えられます。

本事業では、民間サービスが少なく、通訳者の確保が困難な希少言語に対して、行政が遠隔通訳サービスを提供することを目的として、「希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業」を実施し、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指すものです。

※新型コロナウイルス関連の患者対応時にもご利用いただけます。

サービス内容

- ・ ご来院の外国人患者との電話通訳サービス
- ・ 外国人患者からの外線入電に対する3者間通訳サービス（病院の交換台などが3者間の電話に対応している場合）

対象機関

全国の医療機関（サービスの利用には登録が必要です）

対応言語

タイ語、マレー・インドネシア語、タミル語、ベトナム語、フランス語、ヒンディー語、イタリア語、ロシア語、ネパール語、アラビア語、タガログ語、クメール語、ドイツ語、ミャンマー語、ベンガル語、モンゴル語、ウクライナ語※

対応期間

2026年4月1日 ～ 2027年3月31日 24時間体制

利用料金

最初の10分は1,500円、以降5分あたり500円（通話料は利用者負担）

※ウクライナ語の利用料金について

※ウクライナ避難民受入れの対応方針を踏まえ、ウクライナ語の通訳サービス利用料は当面の間無料とします。（通話料は利用者負担）

この他、夜間・休日に外国人対応に関するお困りごとがある場合には以下にご相談ください。

厚生労働省夜間・休日ワンストップ窓口

（03-6371-0057 平日17時～翌朝9時まで、土日祝日および年末年始24時間）

電話通訳サービス 登録の手順

事前申し込み

受付確認

運営事務局から
電話番号の連絡

利用の開始

- ①本サービスをご利用になるには、別紙の
申込書での**事前登録**が必要になります。
必要事項をご記入の上、下記宛先にメール
または FAX で申込書をご送付ください。

メール：mhlw-office@bridge-ms.com

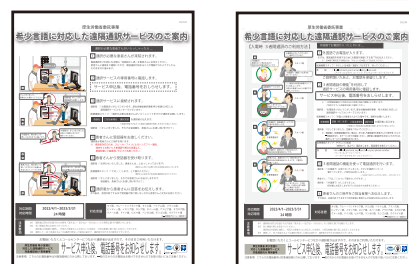
FAX：03-5366-6002

電話通訳サービスの
申込書

※2026年3月までに登録済の医療機関はご利用にあたっての再申し込みは不要です。
※登録前の緊急時利用の場合は、下記問い合わせ先（運営事務局）までご相談ください。

- ②ご利用方法については、
別紙のご案内資料をご一読ください。

電話通訳サービスのご案内



- ③ご利用になる際は、言語を特定することにより
スムーズな通話が可能となりますので、
「言語指さし表（登録後に送付）」をご利用ください。

注意事項

- ・ご利用にあたっては、通話料は利用者負担となります。
- ・通訳費用は実際の利用時間に応じて月末締め翌月末払いで請求書を発行いたします。
- ・サービスの契約料、月極めの利用料等はありません。
- ・本サービスは登録された医療機関のみご利用いただけます。
- ・ご不明点は運営事務局までお問い合わせください。

問い合わせ先（運営事務局）

TEL：03-6630-6712（平日 9：30～18：00）

03-4332-1288（平日 18：00～翌 9：30・土日祝日および年末年始 24 時間）

FAX：03-5366-6002 E-mail：mhlw-office@bridge-ms.com

〒160-0022 東京都新宿区新宿 4 丁目 3 番 1 7 号 ヒューリック新宿四丁目ビル 4F
株式会社 BRIDGE MULTILINGUAL SOLUTIONS 内